

- 原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る警察署長の確認について（例規）
（平成13年12月26日例規第52号）

原動機を用いる身体障害者用の車いす（以下「車いす」という。）であって、その車体の大きさが道路交通法施行規則（昭和35年12月総理府令第60号。以下「規則」という。）第1条の4第1項第1号に定める基準（以下「車体の大きさの基準」という。）に適合しないものを用いることがやむを得ないときは、同条第2項の規定により利用者の住所地を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）が確認を行うこととなっているが、確認を求める旨の申請等があった場合の取扱いについては、下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 利用者等から申請があった場合の措置

（1） 申請の受理

利用者の住所地を管轄する警察署長は、車体の大きさに適合しない車いすの利用者又はその依頼を受けた者（以下「利用者等」という。）から規則第1条の4第2項に規定する警察署長の確認（以下「確認」という。）を受けたい旨の申出があったときは、確認申請書（別記様式第1号）によりその申請を受理するものとする。

（2） 審査の方法

警察署長は、前記（1）により確認の申請を受理したときは、原則として当該申請に係る車いすの利用者と当該車いすを実地に調査し、当該利用者が当該申請に係る大きさの車いすを用いることがやむを得ないことについて確認を行うものとする。この場合において、確認申請書に次の書類が添付されている場合には、当該利用者と当該車いすの実地調査に代えて、これらの書類の審査により確認を行うことができるものとする。

ア 身体の状態により当該利用者が当該車いすを用いることがやむを得ないことを疎明する書類（医師その他身体の状態を判断することができる者の作成した書類など。）

イ 当該車いすを製作し、又は販売するものの作成に係る当該車いすの大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

（3） 確認証の交付

警察署長は、確認の申請を受けた場合において、前記（2）の審査を経て、当該申請に係る車いすの利用者が当該申請に係る大きさの車いすを用いることがやむを得ないことについて確認を行ったときは、申請者に確認証（別記様式第2号）を交付

するものとする。

2 県知事等から通知があった場合の確認

警察署長は、県知事又は市町村長から、通知書（別添）及び車いすの給付に係る法定通知書の写し又は補装具交付（修理）券の写しにより、身体障害者（児）に対して車体の大きさの基準に適合しない車いすを給付することを決定した旨の通知があったときは、速やかにこれらの書面により、当該通知に係る車いすの受給者が当該通知に係る大きさの車いすを用いることがやむを得ないことについて確認を行い、県知事又は市町村長に確認証を交付するものとする。

なお、警察署長から確認証の送付を受けた県知事又は市町村長は、身体障害者（児）に対して車いすの給付に係る決定通知書又は補装具交付（修理）券を交付する際に、併せて当該確認証を交付する。

3 確認証の携帯及び返納

（１） 確認証の携帯

警察署長は、確認に係る車いすの利用者が当該車いすを道路において利用するときは、当該利用者に確認証を携帯させるものとする。

（２） 確認証の返納

警察署長は、確認に係る車いすの利用者が当該車いすを利用しなくなったとき、又は利用する必要がなくなったときは、その確認証を速やかに返納させるものとする。

4 確認結果の記録等

（１） 警察署長は、前記１及び２により車いすの確認を行い確認証を交付したときは、基準外車いす確認証交付処理簿（別記様式第３号。以下「処理簿」という。）に確認した内容を記録するものとする。

（２） 警察署長は確認証を交付する場合は、処理簿の確認証番号欄に交付順に一連番号を付すものとする。この場合において、記入する番号は確認証の交付番号と同一とすること。

（３） 警察署長は確認証を交付したときは、通知書又は確認申請書の写しを本部交通企画課へ送付するものとする。

5 運用上の留意事項

現に利用されている車いすで警察署長の確認を受けていないものを発見したときは、道路交通法に規定する身体障害者用の車いすには該当しないこととなるため、利用者に対し、警察署長の確認を受けるよう説明するなど適切な指導を行うこと。

別添

通 知 書

年 月 日

警察署長 殿

通知者 住所
氏名

道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第１条の２第１項第２号に定める車体の大きさの基準に該当しない電動車いすを下記のとおり給付するので通知する。

記

１ 受給者 住所
氏名

（１） 車いすの名称

（２） 型式

（３） 製品番号

（４） 車いすの大きさ

長さ センチメートル

幅 センチメートル

高さ センチメートル

備考 当該給付に係る決定通知書又は補装具交付（修理）券の写しを添付すること。

確 認 申 請 書	
年 月 日	
警察署長 殿	
申請者	住所 氏名
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第 1 条の 2 第 2 項の規定に基づき、同項の確認を申請します。	
確認を受けようとする原動機を用いる車いすの利用者	住所
	氏名
利用者以外のも物が申請する場合	（利用者との続柄）
理 由	
確認を受けようとする原動機を用いる車いす	車いすの名称
	型式
	製造番号
	大きさ
	長さ センチメートル
	幅 センチメートル
	高さ センチメートル

第 号		交付 年 月 日	
確 認 証			
道路交法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の2第2項の規定に基づき、次の利用者が次の車いすを利用することがやむを得ないことを確認する。			
		警 察 署 長	
記			
1	利用者	11.1cm	
	住所		
	氏名		
2	車いすの概要		
(1)	車いすの名称		
(2)	型式		
(3)	製品番号		
(4)	車いすの大きさ		
	長さ	センチメートル	
	幅	センチメートル	
	高さ	センチメートル	
注意事項			
1	確認を受けた車いすを道路で利用する場合には、必ずこの確認証を携帯して下さい。		
2	確認を受けた車いすの利用をやめた場合は、速やかに確認証を返納して下さい。		
7.5cm			

基準外車いす確認証交付処理簿 (警察署)

[illegible]